

(別紙)

平成 26 年 4 月 1 日

## 冷凍食品認定制度に基づく認定更新申請について

一般社団法人 日本冷凍食品協会  
品質・技術部

「冷凍食品認定制度」に基づき、平成 27 年 3 月 31 日で有効期限が切れる認定工場の更新審査申請は平成 26 年 6 月 1 日より受付を開始します。

平成 27 年 4 月 1 日以降も引き続き認定をご希望の場合は、「冷凍食品認定制度」に基づく工場の認定更新審査申請が必要となります。

### 記

#### 1. 更新審査申請書の提出について

平成 27 年 4 月 1 日以降も認定継続を希望する工場については、「冷凍食品製造工場認定申請書等の様式集」の内、様式 8, 9 の更新申請書に必要事項をご記入のうえ、協会にご提出下さい。

受付期間： 平成 26 年 6 月 1 日（日） ～ 平成 26 年 9 月 30 日（火） 必着

提出書類： ①冷凍食品製造工場認定申請書（様式 8, 9）  
②現在の工場組織図及び区分ごとの人数（様式 1.4）  
③現在の工場図面（機械配置図、人と物の動線図）

※その他、協会が必要とする書類の追加提出を求める場合があります。

※工場図面は様式 1.5 に準じ、格付製品の製造に関する範囲を示して下さい。

※様式は「冷凍食品 認定制度」に添付のものです。申請書の電子書式版については、協会 HP ([http://www.reishokukyo.or.jp/pdf-file/pattern2-13\\_application.xls](http://www.reishokukyo.or.jp/pdf-file/pattern2-13_application.xls)) よりダウンロードできます(Excel のみ)。

提出方法： 申請に必要な提出書類①～③を **3 部**作成して必ず郵送で提出して下さい。電子版申請書にて作成された場合でも、様式 8 は必ず印刷し捺印したものを提出して下さい。

《提出先》 〒104-0045

東京都中央区築地 3-17-9 興和日東ビル 4F

一般社団法人 日本冷凍食品協会 品質・技術部 宛

Tel : 03-3541-3003 Fax : 03-3541-3012

## 2. 申請書の作成方法

添付する記載例の通り申請書に必要事項全てを正確に記入して下さい。協会HP ([http://www.reishokukyo.or.jp/pdf-file/pattern2-13\\_example.xls](http://www.reishokukyo.or.jp/pdf-file/pattern2-13_example.xls)) にも更新申請書の同じ記載例がありますのでご覧下さい。

## 3. 更新審査についての注意事項

- ①認定制度で求める管理状況をつぶさに確認するため、従来と異なり更新審査（工場調査）は2日間、調査員2名の体制で実施します。更新審査（工場調査）の実施時期は、協会への申請順ではなく、申請締切り後工場全体の日程を調整し、平成26年10月～平成27年2月の間に実施しますが、具体的な調査日程は、一般財団法人日本冷凍食品検査協会より連絡して調整します。
- ②申請書類または追加提出を求める書類に不備がある場合は、申請書を受理できない場合があります。
- ③認定審査結果の通知は認定調査に長期間を要する場合もあり、遅れる場合もありますので予めご了承下さい。
- ④認定の有効期間は平成27年3月31日までですが、書類審査、更新調査及び認定委員会による審査が必要ですので、それらの時間を考慮して平成26年9月30日（火）を申請締切りとします。それ以降に申請書を提出された場合は、認定審査が平成27年4月1日以降となることがあり、平成27年4月1日より認定されるまでの期間、認定が失効する場合がありますのでご注意下さい。

## 4. 申請を行うための条件について（必ずご確認ください。）

制度に基づき工場認定を申請する場合は、次の条件を必ず満たしていることを確認して下さい。

- ①申請年度を含む過去1ヵ年間、格付依頼数量（認定証マーク付製品の生産数量）が“0トン”ではないこと。様式8, 9の格付依頼数量の合計が60トン以上であること及び、品目別の格付依頼数量が0トンではないこと。  
なお条件を満たさない場合、更新申請を受理できない、または27年度の格付数量を60トン以上とする誓約書の提出を求めることがあります。誓約書を提出された場合、27年度の格付数量が60トン未満であることが確定した時点で、有効期間が残っていても認定を取り消すことがありますので、ご注意下さい。
- ②更新調査においては、別添の「更新調査における必須要件について」を定めていますので、十分確認の上、申請して下さい。必須要件に関する資料は、工場調査までに準備して下さい。調査時に必須要件が満たされていることが資料から確認できない場合は、追加資料の要求や、評価点の結果に依らず認定が更新できない場合があります。

#### 5. 認定調査時のお願い

認定調査は、2人2日で行いますので、各工場の負担が増加することになりますが、ご協力をお願いします。一般社団法人日本冷凍食品協会からも必要に応じて調査に立ち会う場合があります、その際は事前にご連絡します。

また、調査を効率的に行うために、規定類は印刷されているものを最低1部、可能であれば2部準備下さい。電子ファイルで管理している場合は、検査員が自由に確認できるパソコンを2台準備下さい。

なお、本更新申請に際してご不明な点等がありましたら、協会事務局まで電話でお問合せ下さい。

#### 《問合せ先》

一般社団法人 日本冷凍食品協会 品質・技術部

Tel : 03-3541-3003

以上